

# 研究通信

No. 120  
1980年6月刊  
村落社会研究会  
事務局

慶應義塾大学  
高山研究室

## 関東地区研究会

期日 五月二日（金曜）

会場 中央大学会館

報告者 川本 彰

出席者（順不同）

島崎稔、高橋明善、高橋正郎、宮崎俊行、春日文雄  
黒崎八洲次郎、柿崎京一、柄沢行雄、高山隆三

松田苑子、松村直道、他

報告・討論は二頁以降に続く。

「農村自治—構造と倫理—」についての各地区的研究会は、次のように開催されました。

関東地区 五月二日 中央大学会館

川本 彰 「農村自治・地域農政」

関西地区 五月十日 京都府立勤労会館

北原 淳 「農村自治—余田牧野報告を踏まえて—」

坂本慶一 「ろばた懇談会—むらづくりについて—」

東北地区 五月三十一日 東北大學

細谷 昂・小林一穂 「集団栽培以後の村と生産組織」

安孫子 麟 「農村自治—論点の整理のために—」

以下は関東地区および関西地区の研究会での報告と討論の要旨です。なお東北地区的研究会については次回に掲載いたします。

## 第三回研究会開催案内

一、「農村自治」をめぐる論点整理

報告者 在京宿題委員会・高山隆三・似田貞香門他

一、日時 七月一九日（土曜日）午後一時三〇分

一、場所 中央大学会館（国電お茶の水駅下車）

## 農村自治・地域農政

明治学院大学 川本 彰

私は、自治というのは、簡単にいって「自分のことは自分でする」というのが眼目であると考えているが、今日は、「農村の人々が自分達のことをどの様にやっていたのか、そしてどのようにやらくなつてきたのか」ということを中心に報告してみたい。

さて、私は、ムラには①人間保全、②土地（領土保全）③作物保全（家畜も含む）という三つの基本的な機能があると考えている。そして、この三つの機能の土台が、自分達のムラの土地保全である。

これはムラの人間と土地との関係であると思うが、これができないければ、人間保全も作物保全・農業保全もできないのであって、「自分達のムラの土地は自分達で守つてゆく」という基本的な農民のbehaviorがあつて、ムラというものが存立していたのであると思う。こういう自分達の保全対象である土地を、ムラの人々が「ここからここまで完全に保全するのだ」と、考へてゐるかどうかを確かめたのが、農業センサスの結果である第一表である。第一表でや山口、鹿児島の各県である。東山が低いのは、調査趣旨が誤解されたり、不徹底であつたためもある。鹿児島が低いのは、薩摩藩の軍事社会が意識的にムラを作らせなかつたことによるものと思わ

れるが、しかし、県内の地域間にはかなりの高低差が存在している。

ところで、自分達の土地を保全するということについての実際の作業が「ムラ仕事」であるかと思う。そこで第2表を参照して頂きたい。一般道管理、農道管理、用排水路管理のいずれにおいても、東北が大変低くなつてゐる。農林省がその結果に驚き、再調査したところ、当時は出稼ぎが非常に盛んで、そのためには在村労働力が欠乏し、ムラ仕事をやる余裕がない、ということが判明した。これには私も賛成する。このように東北ではムラ仕事を放棄している状態が激しいが、これを市部・郡部別に集計しなおしてみると、領域の確認率一市部4.4%、郡部80.9%、一般道管理一市部62.9%、郡部77.8%、農道管理一市部74.1%、郡部73.6%、用排水路管理一市部67.1%、郡部60.9%となる。印象を言えば、総じて市部の方がムラ仕事一自分達のムラを守るという体制が強いことになる。次に同様のこと岡山県についてみてみよう。岡山県は領域の確認率は静岡について全国第2位であるが、ここでは市部がやや低い。一般道管理は郡部が高い。しかし、これを地域別にみると県北西部の市町村が低い。農道管理、用排水路管理は逆に市部が高い。この傾向は、全国的にみて東北がムラ仕事を放棄しているのと岡山県内部の状況が重なつてゐるのではないか、と考えられる。岡山県では、県北西部で出稼ぎが徹底しているのに對し、県南では通勤兼業が可能で、そこでは日曜百姓も、さらには日曜日にもムラ仕事をすることも可能である。もうひとつの一例として広島県の場合はどうか（第3表参照）。まず、領域の確認率は、93.6%で全国平均よりかなり高い。注目すべきは、

## 八〇年度大会案内

八〇年度大会は通信一一八号でお知らせしたように奈良で開かれますが、宿舎および日程は次のとおりです。

一、日程 十月三日（金曜）、四日（土曜）

一、大会会場および宿舎 「多武峰観光ホテル」

住所・奈良県桜井市多武峰

電話・桜井 ○七四四四一九一〇一一

一、交通 国鉄・近鉄桜井駅下車、奈良交通バス二〇分、タクシ

一一五分

なお大会への参加の有無について既に六月十日〆切の往復葉書でお尋ねいたしましたが、参加の有無について、変更のある方および新たに参加を希望される方は、奈良女子大学の後藤和夫会員に御連絡下さい。

連絡先 奈良北魚屋西町

奈良女子大学文学部社会学研究室

電話 ○七四二一三三一一三一 内線二四二

また既に大会に参加または考慮中の返事をいただいた方には、宿泊日程の詳細を伺う御連絡を大会開催後より七月中には差上げる予定です。

農道、用排水路管理で市部が郡部より高い点である。広島、呉といった大都市でムラ仕事を行う率が低いのは当然とも考えられるが、山間部の三次、庄原でもその率が低くなつており、また郡部でもやはり山間部の神石、甲奴・比婆の各部が非常に低くなつていて、逆に都市の中でも中小都市はムラ仕事を相対的に守つているという様なことがいえる。

## 大会報告者の公募

一、共通課題報告者

二、自由課題報告者

三、〆切 一九八〇年七月一九日

四、あて先 村研事務局

なおレジュメの〆切日については確定次第お知らせいたします。大会報告については、既に大会参加の有無のお尋ねと一緒に希望を募りましたが、六月十日現在の申込み状況は自由報告二件となっています。

さて、以上のことに関しても一般論としては、東北がムラ仕事の実施率が低く、県内の地域別にみても県北の山間部が低い。広島では中小都市においてムラの領域確認率、ムラ仕事の実施率が高いといふことができよう。そして、一般的には土地基盤整備―土地保全ということを放棄している段階がみられるが、こうしたことを補うた

第1表

( \* 70年農業センサス集落調査 )

	集落全体と して領域が 明確		集落全体と して領域が 明確		集落全体と して領域が 明確
都府県	79.4	石川	86.9	岡山	96.2
青森	77.6	福井	91.2	広島	91.1
岩手	83.8	山梨	58.3	山口	58.5
宮城	77.3	長野	54.4	徳島	91.6
秋田	47.6	岐阜	91.7	香川	73.8
山形	52.2	静岡	96.9	愛媛	90.9
福島	84.1	愛知	68.7	高知	84.6
茨城	88.0	三重	89.1	福岡	90.2
栃木	62.6	滋賀	86.5	佐賀	90.5
群馬	93.7	京都	91.2	長崎	76.6
埼玉	81.4	大阪	79.9	熊本	63.0
千葉	92.0	兵庫	92.7	大分	95.2
東京	72.1	奈良	92.7	宮崎	83.6
神奈川	90.5	和歌山	94.4	鹿児島	37.0
新潟	78.1	鳥取	93.3		
富山	86.6	島根	84.6		

めに農林省の基盤整備事業等がますます必要になつてくる、といえる。これは私が東北から関西にかけて同じ時期に見て回つた時の印象であるが、東北では基盤整備事業がかなり進歩しているにもかかわらず、田園や農道はかなり荒れている。それに対して関西では基盤整備事業はあまり実施されていないが、田園や農道、用排水路の整備はよくやられているようだ。これは私だけの印象かと思つたら、宮本常一氏も最近同じようなことを書かれていた（「用水と當農」第2・3号、一九八〇年）。以上のことをフォローする意味で、農林水産関係の投資額を地帯別にみても、1965～73年までの数値では、北海道・東北・北陸が非常に高く、農業投資が集中して行なわれていることを示している。それ以外の地帯は相対的に投資額が少ないようである。

ここで以上のことを私なりに整理してみると次のようなことがいえよう。東北が基盤整備が出来上つてゐるにもかかわらず、ムラ仕事を放棄しているから、余計基盤整備事業を必要とし、また田園や用排水路の手入があまり行き届いていないことなどの原因として、第一に出稼ぎの問題があり、関西・中国では兼業可能であるといふことが挙げられよう。そして、第二には河川灌漑と溜池灌漑の差がその原因として考えられよう。河川灌漑の場合は、上流のムラが下流のムラより水を取る力が強いことから、上流の方から力の関係が整序されてきて、タテ型のムラムラの関係ができるのではないか。逆に、溜池灌漑の場合は、水の問題はひとつのムラ内部で完結することが多いから、そこではヨコ型の人間関係ができるのではないか。

第2表 村仕事を共同作業で行っている集落の県別割合 ('70 農業センサス集落調査)

	一同い 般作 る道 業集 管 で落 理行 率 をつ 共て	農 業 業 集 管 で落 理行 率 をつ 共て 同い	用 共 て 排 同 い 水 作 る 路 業 集 管 で落 理行 率 をつ 共		一 同 る 般 作 業 道 路 管 理行 率 をつ 共 て 同い	農 業 業 集 管 で落 理行 率 をつ 共て 同い	用 共 て 排 同 い 水 作 る 路 業 集 管 で落 理行 率 をつ
都府県	73.6	74.0	63.7	滋 賀	77.2	89.3	89.4
青 森	33.4	44.1	35.7	京 都	75.5	74.1	63.1
岩 手	56.5	49.1	51.2	大 阪	16.8	80.2	89.6
宮 城	77.2	72.9	72.0	兵 庫	76.3	78.7	71.9
秋 田	43.9	49.6	50.9	奈 良	80.3	95.0	80.4
山 形	60.0	63.8	66.7	和 歌 山	60.4	78.5	78.9
福 島	77.1	80.8	75.2	鳥 取	80.0	78.6	67.1
茨 城	86.9	94.3	80.5	島 根	86.8	54.3	39.0
栃 木	76.1	65.5	62.6	岡 山	74.0	79.2	57.8
群 馬	93.0	77.6	61.5	広 島	76.9	66.1	62.3
埼 玉	78.0	73.2	66.0	山 口	70.9	50.5	41.7
千 葉	85.7	88.6	82.2	徳 島	68.1	76.0	39.8
東 京	23.9	12.4	19.6	香 川	56.5	80.4	55.0
神 奈 川	62.5	68.9	57.7	愛 媛	80.2	89.2	61.2
新潟	69.4	86.3	79.6	高 知	61.4	68.7	53.0
富 山	79.0	94.6	95.0	福 岡	91.6	92.2	85.8
石 川	85.2	86.0	83.8	佐 賀	82.8	90.5	83.8
福 井	90.2	89.6	86.4	長 崎	81.5	59.0	31.8
山 梨	81.6	83.1	65.9	熊 本	84.3	79.9	68.2
長 野	87.4	71.4	60.8	大 分	85.0	75.0	64.6
岐 阜	53.1	66.1	65.8	宮 崎	84.7	68.8	55.7
静 岡	71.8	72.3	62.5	鹿 児 島	84.9	75.5	40.3
愛 知	42.0	68.8	68.0				
三 重	68.4	81.2	75.1				

第3表

廣 島 県  
領域確認とムラ仕事を共同で行う集落率  
('70農業センサス集減調査)

	領域 確 認 率	共同でムラ仕事を行う		
		一 般 道	農 道	用 排 水 路
		%	%	%
県 平 均	93.6	76.9	66.1	62.3
市 部 平 均	93.4	68.8	71.7	72.1
郡 部 平 均	93.6	79.7	64.2	59.0
廣 島 市	95.8	14.6	31.3	27.1
呉 市	100.0	12.1	48.3	44.8
竹 原 原 市	97.8	14.4	82.2	73.3
三 原 市	100.0	100.0	100.0	100.0
尾 道 市	100.0	100.0	100.0	100.0
因 島 市	100.0	100.0	100.0	100.0
福 山 市	85.9	54.0	76.5	67.5
府 中 市	100.0	77.6	82.9	76.3
三 次 市	87.9	81.2	60.0	61.4
庄 原 市	92.0	80.2	32.6	57.8
大 竹 市	92.1	29.0	50.0	52.6
安 芸 郡	88.4	44.4	69.8	54.7
佐 伯 郡	97.1	66.2	63.9	55.6
安 佐 郡	91.2	74.7	71.9	58.9
山 県 郡	92.1	78.5	56.3	59.0
高 田 郡	91.4	85.3	60.6	54.1
加 茂 郡	98.8	92.7	59.9	63.1
豊 田 郡	93.4	81.9	90.0	83.8
御 調 郡	100.0	100.0	100.0	100.0
世 羅 郡	70.2	92.3	45.8	35.1
沼 隅 郡	58.2	83.6	81.8	56.4
深 安 郡	96.7	64.8	93.4	96.7
芦 品 郡	98.2	78.9	94.6	82.5
神 石 郡	99.5	95.9	16.6	9.8
甲 奴 郡	96.7	82.0	63.9	26.2
双 三 郡	98.2	74.7	55.7	60.6
比 婆 郡	96.7	73.6	51.1	54.4

さらに、河川灌漑の場合は、とくに近代の連続堤防土木技術体系の影響もあつて、洪水に対する恐れが存在し、その洪水のコントロールはひとつずつムラではできないから、当然そこに権力への依存という傾向が強く生じてきやすい。反対に、溜池灌漑では、自分達の水は自分達で守るという自立的な人間関係ができるやすいという基盤があるようだ。

又、河川灌漑において、水の取り合いをする時には、ムラとムラとの対立関係がそこに存在するとと思うが、溜池灌漑ではムラの内部の水の取り合いということになり、これはムラの力でコントロールすることになる。そして、そうした河川灌漑のムラとムラとの tension 関係は、大型基盤整備事業等で河川の改修ができるが、水に関する不安がなくなると、解消してしまい、そこでのムラの力は非常に弱くなってしまうということが考えられる。ところで、第三の理由としては、東北の河川灌漑は米作に関しては後発的なものであり、そこでは地主や本家の統制力が非常に強く作用していた。地主・小作という関係や、地主・本家の力が農地改革によつて打倒されると、ムラとムラとの tension 関係やムラ内部の支配関係は消えてしまう。大袈裟に言うと、東北のムラはかえつて弱かつたのではないかと思う。溜池灌漑のムラはそうではなく、又、大きな地主もあまりいなかつたし、農地改革による痛手も東北に比較して大きく受け付けてはいないのではないだろうか。以上の様な相違が、河川灌漑主体の東北のムラと、逆に溜池灌漑が主体の西の地方のムラとの間に存在するのではないだろうか。

さて次に、こういうムラといふものの内部における土地利用につ

いて考えてみたい。

ムラにおける土地は、それが一筆一筆細分されていても、一筆だけで完結している訳のものではなく、周辺の土地との関係の上でその利用が完結している。もう少し広く言えば、耕地だけの問題ではなく、森林・草地等との間に有機的な関連があり、その土地利用は循環していた。又、経営内部でも経営と家計との間には循環があつたであろう。そして、こうした循環がムラの単位で一応の完結を示していたのではないだろうか。ところが、それが機械化や大型基盤整備事業によつて損なわれてきたのではないだろうか。例えば、自分の家の経営内部で機械化を行う。又、大型基盤整備事業も、土地と水、経営、資源等におけるそれぞれの循環を無視しないまでも、重点的に考慮してやつているとは必ずしもいえず、私有権があるから単位としては個別農家を対象にしてやつている。又、ムラの用水路は、元来長時間かかる全戸の田園に供給するように設計されているのに、あたかも水道の水を使うかのように、日曜日に全員が集中して田植用の水を土地改良区に要求してくる。この様に、最近では大変個人的な土地の利用・水の利用という傾向が強くなり過ぎている。こうしたこと自体が、既にムラが弱くなっていることの現れである。

ところで、農業の発展ということには、後述するように色々の方法があると思うが、いずれの場合も、ムラの土地保全等のムラ仕事を農民がやつている、という体制を無視しては、農業の発展・経営の発展はあり得ない。農業の発展には、私見によれば次の四通りの

方法があるだろう。①個人的に個別經營の拡大をめざす方法、②ボランティアな営農集団を組織して、合理的に生産向上を図ろうとする方法、③ボランティアな営農集団は組織するが、その運営原理としてムラの原理を重視する方法、④ムラそのものが農業発展の担い手になつてゆく方法。以下、その例を個別に挙げていつてみよう。

①の場合は、別え、請負で耕地を集め、大型稻作をやつている

石川県の竹本氏の場合等がある。これは、個人のみで經營拡大をしているかのように見えるが、しかし実は、これはムラの土地保全を暗黙裡に利用しているのである。つまり、そこでは竹本氏はムラの結合を利用して、自身その著書「大型稻作にかける」の中で述べている様に、大經營を自分だけではなく、何人か集めてやろうと考えているのである。またそこでは、ムラのバック・アップが必要であることを強く認識している。ムラの中の圧倒的多数である兼業農家の気嫌を損ねてはならない、ということを強く胆に命じているのである。

②については、農業機械銀行というようなことがあるかと思う。

この場合も、各地域毎の水利慣行をよくマスターした人をマネジャーとして置まないと、その業務がうまくいかないのであり、ムラの諸慣行を考慮し、ムラ人達自身の土地保全の上に立つて、それが存立しているのである。

③は、幸水農園の例がある。その梶川氏が云つてゐる様に、幸水園はムラにそのまま繋がつてゐる訳ではないが、ムラの生活がそとの基盤になつており、ムラがしつかりしているから、幸水園がしつ

かりしている、という認識が強くある。その場合、ムラの中の兼業農家の意見を尊重しなければならない、とも云つてゐる。同様の例は、岡山県の長船町で水田酪農で成功している牧野氏の「都市近郊でそれが成功したのは、ムラぐるみで集団を作つてゆく—兼業農家を説得して自分達のシンパにしている一ことにあら」という発言の中にも見出せる。

④は沖縄の国頭村の奥の「和合一致のユイマール」、山形県の車門の場合がそうだろう。

さて、以上の様な事例をみても、ムラといふもの、あるいはムラの土地保全に代るなんらかの組織がない限り、いずれもうまくできない。そして、現在どんどん芽を出してきている農業発展の諸組織も、ムラの土地保全を十分認識して、それに対応しているが故に成功しているといえよう。その場合、兼業農家の取扱いが非常にむずかしく、かつ重要であるが、これに関しては後述する。その前に行政との関係の中で、ムラ仕事がどの様に行なわれているかについて、少しく言及しておきたい。

日本の政府は、明治の初めにムラ潰しにかかり、それに失敗して、ムラを行政の中に取り込んできた、という歴史的経緯があつたが、このことは、私の言葉で言えば、明治以降の「ムラの部落化」ということである。従つて、部落という用語は行政が使い出したものであり、私は行政が取り上げたムラを部落と呼ぶことにしている。ムラの部落化ということは、既に徳川期にも存在していたのであるが、明治になつて意識的にこれが進行し、ムラが行政の末端機構化、下

請機関化してきた。そして、こういうことの中でも、現実のムラとい

うものが維持されているのが、事実かと思う。

そこで、今日行政がムラをどの様に扱っているかということについて、一九七三年に岡山県の市町村長に対して実施したアンケート調査の結果から、検討してみよう。まず、「ムラとは行政にとつていかなるものか」という設問に対し、県南の人口流入が激しい市町村では、「人口流入によつて財政力が高まり、各種事業の実施は容易になつたが、流入者が増加したことで住民意思の統一が乱されムラの把握が困難になり、行政の浸透がむずかしくなつた」という回答が寄せられている。逆に県中・県北の人口流出地域では、「財政力の低下をきたし、人情が刺々しくなり、ムラの掌握も困難になつてゐる」という。ムラの掌握の困難化という現象は同じだが、一方では財政力が豊かになつてゐるのに對し、一方では財政力も乏しくなり、市町村としては消耗過程に入りつつある、というようなことかと思う。次に、「ムラの役員に対する市町村からの手当で」については、現金支給をしている市町村が39市町村中32ある。金額はほぼ二〇、〇〇〇円程度であるが、県北の市町村ではそのための資金もなくなり、支給しないか、慰安旅行や記念品などで済ますといふ例が出てきている。県南では、現金支給をしてまで、ムラを引きつけておきたい、というところであるが、その辺が必ずしもうまくいっていないようである。又、「ムラの運営費を市町村が出しているか」という問い合わせして、予算を部落につけている市町村が10市町村で、それは部落育成費、部落運営費とがの名目で、村仕事の補

助に使つてゐるといふ。では、「ムラ仕事」はどうやつて行つてゐるのか」といふと、段階的には、①ムラが自主的に単独でやつてゐる、②ムラは主体的にやるが、市町村から金をせびるようになる段階、③ムラが主体性を放棄して市町村にやつてもらうが、労働力だけは有償で提供することにより、ムラの懐も増やそうという段階、④完全に市町村に任せてしまつてゐる段階、があり、岡山県の場合には②の段階に多くの市町村があるようである。

さて、以上の様な段階を経て、次第にムラ仕事がムラから離れてゆくわけだが、明治用水の場合とみると、バイブルайнというような最先端の農業技術土木を要するところでも、その末端ではムラの負担にかかるつてやつてやつてしている。そして、ムラの高額な運営費を兼業農家からも徴収して、ムラ独自でやろうという体制をそこでは今日でも崩していない。バイブルайн化を行つても、その中に沈殿する土砂の溝さらいや末端明渠の掃除は、ムラの人々が自分達でやらざるを得ないのである。つまり、どの様な大型基盤整備をやつてのも、ムラの末端がムラの土地・農業保全をやらねばならないという状況が。今日でもあるのである。安城市の様な都市近郊だから、ムラ仕事が全体としてうまくいかなくなつてきて、これを見在どうしようか、というのが悩みの種であるといふ。

そこで、そうした場合、兼業農家の存在とその扱い方がクローズ・アップされてくる。第一に、従来、兼業農家はムラの農業発展のガンである、というようく考えられてきたが、私は必ずしもそうは見えない。兼業農家が良い悪いといった表現は別にしても、現実に

兼業農家は農業の重要な役割を担つてゐるのであり、ムラ仕事に関する限り、それは専業農家のみでやれるものではなく、当然兼業農家の力を多く借りざるを得ないのである。また、兼業農家の方が農業をしつかりやつてゐる、といった意見も兼業農家の自己主張としては存在する。私はこうしたいくつかの事実なり現実から、ムラにおける兼業農家について考えてゆきたい。第二に、最近では、「農業白書」も兼業農家を社会的安定層として期待する、ということを打ち出しているが、むしろ私は社会的安定層としての側面だけではなく、農業生産の面で果すべき役割を認識しなければならないと考える。兼業農家は昔から存在していたことを考えるべきだと思う。

例えば、古島敏雄氏も指摘されているように、徳川時代から純農業者でもなく、商工業的余業を持つ者が農村の中に少なからず存在していたのである。最近でも、そうした意見は強くなつてきてゐるが、そういう人々が存在してこそムラというものが成立してきたのであり、ムラがあつて農業ができるがつてきている、という面をもう少し認識すべきであると思う。これは梶川氏なども非常に強調されるところであるが、異質的な兼業農家がいることが、ムラにとつて必ずしもマイナスではないのであり、また兼業農家はムラの中に住んでいる人間であつて完全にアウトサイダーではない。そして、こうしたムラの内部に、外に通ずる性格を持つ兼業農家がいることによつて、ムラが社会的にムラだけで完全に閉鎖しないで、都市に通ずる論理ができるのではないか、と考えたいのである。第三には、ムラの中にいる兼業農家の米作といふものを抜きにしては今

日の米作の成立を考えることはできない、という側面を見る必要がある。さらに、兼業農家は土地に執着しており、エゴイズムが強い等の理由をあげて、これを敵視するけれども、そうならしめているのは兼業農家自身だけの責任ではない、ということを、農政あるいは国の政策に対しても非常に疑問視せざるを得ない。例えば、地価の騰貴は誰がやつたのか。いずれにしても、以上のようなことを考えると、兼業農家の役割はいまだに無くなつてはいないのであり、兼業農家が中小都市との関係の中で安定することが、ムラの安定に繋がつてゐるのではないかだろうか。

さて、そこで第四に中小都市における地場産業の問題が出てくると思う。産業には、①地場の資源と労働力を利用し、地場消費のための商品を生産する真の意味での地場産業、②地場の資源と労働力を利用するが、商品は地場消費のためというより中央市場に向けて生産される中央向け産業、③資源、労働力は地元のものを利用しても、特定地域への利益還元は完全に第二義的であるような産業、の三つのタイプが考えられよう。これらの中で、最も重要なのは①、②の型である。この地場産業は人口流出抑制力を持つてゐると考えられる。板倉勝高氏が地場産業を有する43市町村の一九六〇年と七五年に亘る15年間の人口増減状況を調査された調結から、地場産業を有する地域は人口流出抑制力を持つ、という見解を出されてゐるが（「地域開発ニュース」第一三九号）、これが正しいとするところであるが、地場産業の労働力の多くは農家の労働力である訳であるから、当然

兼業農家の保持に大きく貢献していることになろう。農業、農村、

農家があつて初めて地場産業が成立しうると考えるならば、そして地場産業に人口流出抑止力があつて青壯年が農村に留まるならば、農村人口は増大するということが言えるかと思う。そして兼業農家として農村に人口が留まり、都市に流入しないというメリットを考えねばならぬ。

太平洋岸の大都市に人口が集中し、「過疎白書」をみると、日本の国土の四十数パーセントを全人口の7パーセント程度の過疎地域の人々が保全している。都市の便益に沿ることを我慢し、そして自分達の実際の金を使って、それらの人々が自分の力で土地保全をやつているのである。この事実を我々は重要視しなければならない。そして、農村のムラ仕事、過疎の山村だけではない平野部の農村のムラ仕事も、ムラの人々が兼業農家という形で維持しているが故に、大都市の水もままあ飲むことができる、というような事実を考えると、ムラの土地保全ということは、末だに重要であるといえる。これをなんとかしなければ、そしてこのまま崩壊の一途を辿ったのであれば、日本社会全体の安定がむずかしいのではないか、という私の基本的な考え方があつて、今日は以上のようなことを述べてみた次第である。

### ▲ 討論 ▼

高橋（明）：村の強さについて、私も西の方の村が強いという感じをもつ。例えば、講などみても、西の方では宗教と結びついたものが多く、東北では無尽系のものが多く、しかも前者ではそれが

今日でもかなり残つているようだ。経営規模も西は小さく、せいぜい4~5反歩程度で、もともと兼業が多く、蘭草や織物などの地場産業とともに存在していた。基盤整備が西で遅れているのは、規模も小さく、機械を入れないでもやつてゆける程であつたり、土地も段々状の所が多かつたりすることもあるだろう。又、規模が小さいから、他人にも借せないし、従つて請負も進展しない。

島崎：東山のところで領域の確認率が低い原因として、調査趣旨の理解が足りなかつたというが、その辺を詳しく説明して欲しい。川本：東山の場合、（東北の場合もそうだが）村の単位を大字でとるか、小字でとるか、が曖昧であつた点にあると思う。他にも色々と調査技術上の問題が多いことは確かだ。

島崎：単に調査技術上の問題ではなく、統計調査行政において、部落という意味での地域という捉え方が根本にあるのではないか。川本：国勢調査などでも簡単に部落の内部を区分して調査単位としてしまうことがよくある。

島崎：国調の単位と農業センサスの部落とが統一性がない。

川本：山口が低い数字となつて表われているが、これと鹿児島とは何か関係があるのではないか。山口では干拓が多いし……。

島崎：毎回の調査の結果では同じような傾向が出てきているのか。

川本：そうである。国土庁の調査は農業センサスに依拠してやつているが、その結論によると、兼業地帯は村仕事をやつていない、ということになつておらず、私の見解とは逆である。そこでは、兼業

農家が増えると村仕事をやらなくなるので、「兼業農家はけしからん」という論拠になつてゐる。私は逆だ。

高橋：ここでいう村仕事というのは、無償のものだけをいふのか。

川本：いや有償のものを含めて、村全体でやるのをさしている。

黒崎：それぞの項目で相関をとつたらどうか。

川本：色々な相関を出してみたが、全国平均の相関で意味がない、又、注目するような結果は出なかつた。県内での相関はやつてない。

黒崎：領域が明確なところは村仕事もしつかりやつてゐる、という傾向がでるのではないか。あるいは逆の場合も……。

川本：領域という時の村の範囲と、村仕事をやる時の村の範囲とを、統計調査員がきちんと理解・区別しているかどうかが必配である。

柿崎：領域に関して、河川灌漑と溜池の違いは、全体の傾向としてはあると思う。ただ、私が香川の事例をみてると、そこでは溜

池灌漑の耕地が全体の80%を占めている。ところが四国の中では香川は村の領域の確認率は必ずしも高くない。そこでは、親池・子池・孫池という関連が非常に強く、村が水一溜池に規制される場合が強い時には、ひとつ水利系を孫池でとるか、あるいは他の池でとるかによつてその範囲がズレが生じてくる。水の範囲で村の領域が決まるようなことがあつて、それが大字、小字という範囲とはズレが生じてくる。村仕事も親池・子池・孫池の関連ででてくる。

川本：村の枠は徳川時代からの行政的な枠の認識が非常に強く、

それと水利の枠とはズレでいる場合が多い。そして、どちらが本来の村の枠か解らない場合がある。香川の場合、市部・郡部でみると

領域確認率では市部が高く79.8%（郡部71.2%）又、用排路は市部が高い。溜池灌漑が多い奈良の場合は郡部の方が全部高い。

高橋（正）：領域の確認について、確認されないところでは、本来領域があつたものがなくなつたのか、あるいは本来からなかつたのか、それとも集落のとり方なしし統計操作上から現実に領域があるにもかかわらずないようになつて結果したのか。その点どうか。

川本：私見によれば、領域は100%あるものとみている。それが様々な原因で消えていつたり、調査ミスがあつたりして、前述のような結果となつたものと思う。消えてゆく要因は、洪水常襲地、二つの在村地主が強く対立している所では村の枠での動きができないようなこともある、鹿児島のような政治的な原因によるところもある。

高橋（正）：領域が消えて行つたところは、村がなくなつたとみるのか。

川本：必ずしもそうだとは云えないが、崩壊過程にあるとは云えよう。北海道では当初調査をしなかつたが、開拓農村でも同じような人為的な枠を創り出しているようだ。だから必要があれば、境界は後で作ることもあり得る。又、徳川期においてひとつの村を様々な領域に行政的に分割したようなところでは、領域が不明確になつてしまつたところが多い。しかし、私は日本の村というのは本来領域があるものだと考へてゐる。

高橋（正）：農村のできるプロセスによつて、領域が様々に違つてゆくのではないか。

川本：確かにそうだ。

島崎：領域がなくなる、又は動く処での、その原因は何か。

川本：政治・洪水・都市化などがある。現在最も大きいのは都市化ではないか、例えば団地ができる場合、村がしつかりしていれば、それに対応するだけの智恵をもつものだが、そうでない処も多い。

高橋（正）：村の領土意識が非常に薄れてきた。毎年、領域を確認するような作業もなくなってきたことにその原因はあるのではなかろうか。

川本：毎年伝統として教育しているところもあるが、そういうことをやめたところが多い。老人3人で村仕事をやつしているようなところさえあるのが現状だ。

高橋（正）：村の領土は何権なのか。例えば村々の間で領土を売買するようなことがあつたのか。

宮崎：所有権とは違い、国家が国土に対して持つてゐる権利みたいなものではないだろうか。

川本：何々権などというと、それは近代的なものになつてしまつが、それ以前のものだ。

宮崎：一種の管理権ではないか。

高橋（正）：ビヘイビアとして、自分の村の領地を拡大しようと/orするようなことはあるか。

黒崎：どういう村でもそういう関係の文書があり、それを毎年關係村の間で見るという慣行もある。

川本：富山の山間部では、山年貢の負担を回避する為に、自村の領土を他村にやろうとするようなこともあつた。又、生産力の低いところでは、酒をつけて隣に村に土地をもらつてくれ、というようなことも明治になつてあつたほどである。だから領域というのは動くものであり、永久不動なものとは考えていない。

島崎：センサスの集落調査で、村の領域の確認等について調査すること自体が、つまり村の領域が明確になつてゐるか否かという問題が、実際の農政にとってどの様な有効性を持つと農政当局は考えているのか。農業のシステム化に於ける地域ところで云う村とは原理的に違うのではないかと考えられるが、それらがどの様に結びつけられて考えられているのか。更に、土地保全機能を村が持つという時、それが構造農政の中から出されてくる場合、部落の中での土地移動は農政の立場としては期待するところではないのか。

川本：土地保全機能は、今は村がなんとかやつてゐるが、都市化的波の中でいざれ不可能になつてゆく可能性が十分考えられる。したがつて、その際それに代るべき新しい組織が作り出されねばならないだろう。そこで、農水産省のいうシステム化等と繋つてくるのである。

高橋（正）：現在農林省で議論されていることを若干紹介する。極めて明確な点は、構造政策のひとつつの手段として村を利用しようということだ。というのは、従来の様な個別生産の展開、個別代替

的な規模拡大では、点としての農業生産は確保できても、面としてそれは確保できなくなる。まして今一番問題となつてゐる減反政策では米から麦や大豆等の粗放作物への転換が課題となつており、その為には機械を利用した労働生産性の確保が要請され、そこに面としての集団的土地区画整備が是非とも必要となる。そこに村を再認識し始めた最大の理由がある。それはかつての昭和恐慌期に村が見直されたのと同様な事情が存在するようだ。唯、私が考えているのは、村の機能だけで自己完結するだけのアクターは非常に少ないのであり、つまり、村は保全とか維持とかに関する機能は強く有するが、変化に対する適応力には乏しいことから、その適応力を外部から共助することにより、村の持つ結合力をつなげゆくようなシステム一町村なり農協と集落をうまく繋げたシステムをつくつてゆかねばならないものと考えている。

島崎：「点から面へ」という趣旨は理解できるが、既に面として村が使えるという認識は既に手遅れではないのかと考へるが、そうでないという保証・確信・根拠はあるのか。又、地域農政というのは自発性に基づいて行なわれるものと考へるが、それと村の機能なり、高橋（正）氏の言葉でいふ新しいシステム化との関連が、農民の自発性に基づいてということを根拠にしてどこまでアリティを持つのか。

高橋：第一の点については、よく指摘されるところではあるが、私見ではそうは考へない。というのは、例えは今度の減反に関して村の中で様々な話し合いが持たれ、共助制度といったものが村の内

部で自發的しかも広範な地域に亘つて形成されている。又、減反の受け入れが市町村段階から集落段階に於いて非常にスムースに行なわれた。これには勿論、食管制度を守る、という農協等の動きがあづかるところ大であるが。こうした点が、集落再認識の契機になつていたかと思う。私の印象では、集落の構成員全体にかかる問題については依然として十分対応力はある—全体の利害については一致する原理が村の中には残つてゐる。しかし、だからといって村に全面的に期待してよいというのではなく、そうでない側面、つまり村の内部における利害対立の処理能力は増え弱まつてゐるのであり、そうした点を市町村がどのようにカバーしてゆくかが問題となるであろう。

高山：減反を集村で受け止めるという場合、その対象となる領域と、川本氏の云う領域とはずれてきているのではないか。

高橋（正）：集落の人々がもつ耕地の属人的な面積に対して減反の割り当てがあるのであり、集落の領土に対しても割り当てがあるのでない。

川本：確かにその間のズレはあるが、農民自身がそれをあまり認識していない。しかし、減反は村全体のこととして受け止めているから、中で不公平が生じてもそれを村の中で取扱してゆくだけの能がある。しかし、これを農政が利用しようという態度が出てくること、村の中の構想のズレが拡大されてゆき、村そのものが怪しくなるという危険がある。従つて、地域農政の趣旨は結構だと思うが、具体的に表現する時には、村を壊すひとつの原因になる

のではないか。だからその前に村の土地保全の重要性を認識する必要があるのではないか。

島崎：本来構造農政と地域農政とは農政の系統としては降り方が別のものではないか。それを辯證合せをやろうとしているところに無理が生じてきているのではないか。又、地域システム化という時代には合理化ないし近代化というのが基調になつていて思われるが、川本氏の領土なり村はむしろ非合理的な人間関係の側面であり、そこをどのように結びつけているのか。

長谷川：その点が、いわゆる市場メカニズムと村の論理という異質なものを結びつけようという高橋（正）氏のいう「地域マネージメント固有の論理」であるかと思う。

川本：私は市場メカニズムが合理的・論理的であり、村が非合理的・非論理的であるとは考えない。むしろ問題は長期的にみるか、短期的にみるかの違いだけであるかと思う。

島崎：現実はそうだが、農村自治の現状分析として、説明して理解しようという時には、その点がポイントになると思う。

高橋（正）：国は地域農政の旗振りを懸命になつてやつていているが、現実にはそれは土地の権利移動・賃貸借などの農用地利用増進事業だけが前面に押し出されて。本来考えられるべき農村の開発性といつた問題は大きく後退してしまっている。私見では、國からの唱える地域農政は本来ないものと考えている。

しかし、町村なり村なりが何かやらざるを得なくなつてきて、そこで出てくるものが本来の地域農政というものであろう。そこで合

理的なものと非合理的なものをどのように繋げてゆく一定の道筋が事前に存在するのではなく、その場その場の問題解決のマネージメントで具体的に一步一步やつてゆくことだらうと考える。地域農政が本来の姿で育つてゆくかどうかのポイントは、地域の主体が地域レベルに於ける固有の問題を見出し、その解決に向けての地域レベルの農政企画をどれだけしてゆけるかどうかに存するものと考える。さき程の開発性といふことも、そういう点から考えてゆきたい。

島崎：日本の伝統的な農政では、自治体農政という考え方はない、と高橋（正）氏は書かれているが、自治体農政は現実に予算もないところでは本当にむずかしい。結局それは安上り農政の現代版になつてしまつて、「部落の中の自発性に基づい何かやつて欲しい」、「酒盛りやつても補助金出す」という妙な方式になつてしまつという側面がある。

高橋（正）：「安上り農政」という批判をされるが、今までの国の農政は「物」の農政しかできなかつた。しかしいくら物を作つても農村は変わらないのであり、ハードな側面にはソフトな側面を繋げゆかねばならない。しかもそのソフトな側面といふのは外から与えられるものではなく、現場の人達が開発してゆかねばならないものである。それを開発してゆくプロセスとして自治体農政の意味があるのでないか。

高山：自治体の中をみてゆくと、特に農政だけではなく、厚生省や労働省その他諸々の系統の補助金を獲得してきて、どの様なハードな施設を持つ地域を作つてゆこうか、という市町村長や政策スタ

ップの構想がある。しかもそうした動きが、農業生産における労働過程の変質に対応する形で出てきているのであり、それを利用して村を把握してゆくことが、地域農政の大きな役割になつてきているような変化がみられる。現実に市町村長がやつてているのは、各種の補助金をいかに多く獲得してきて、ハードな側面とソフトな側面を結びつけてゆこうとしているか、ということだ。

柿崎：村には変化に対して常に新しい組織を生み出しながら対応してゆこうとする性格がある。その際・農協と村とがどういうシステムを作りながら適応してゆくかが問題となつてくるのであろう。

農村自治とは農業生産の問題だからしたがつて市町村役場とは違つた側面で農協の役割をもう一度再考する必要があるだろう。

高山：農協か各村の農業問題の解決の方途を模索すればする程、一面では農民層の分解が進んできて、そうなると農協ではもう対処できなくなる。例えば農村老人対策として各地の村に老人ホームが建設されてきているが、それは農協主体ではなく、市町村の役割であろう。したがつて、地域の中での問題解決の役割分担に於ける農協の位置づけが従前以上に強くなつたのではないかと見ていく。

農業における変化を町村の中でどのように地域として吸収してゆくのかという環元性が前よりも強くなつた。

川本：私が、當農集団のしつかりしたものを作つていているといわれているような地域をみると、そこでは市町村と農協とからうまくタイアップしているところと、市町村長がワンマンで農協をコントロールしているある。しかし後者の場合、足元をみると確かにない。

一番しつかりしているのは前者の場合であり、農民の要求をシステム化して吸収し、生産の場では農協が担当し、外に対しても行政が役割を分担するような体制ができる。ところが、村は保守的であり、基礎集団だから変化に対応するための機能集団を新しく作らねばならない、と考えてやつているところはうまくいつてはいない。村は基礎集団であると同時に機能集団でもあるので、その村が生んだ機能集団をうまく農協が組織化するという形で、農民と村と農協と市町村とかうまく組織化しているところは農業もうまくいっており、そういう例はずいぶんある。

高橋（正）：新しい集団も村に認知された形で生まれてくることが大切である。農協と市町村の問題は二者択一的な問題ではない。唯、農協の場合、経済成長の段階では大規模農家だけを把握、吸収していくが、80年代の農協運動は集落単位で農業計画を立ててゆこうという路線を新しく出し始めたので、若干方向も違つてくるものと思うが、しかし集落そのものあるいは面としての地域は農協の経済活動のメリットにはストレートに繋がらないという側面を持つ。さらに、農村社会に於ける社会教育と農業に於ける組織づくりとをどういう風に繋げてゆけばよいのかが大きな問題だとと思う。

川本：様々な縦割りの政策を市町村段階でうまく統合してゆく能力も農業を円滑に展開させてゆくためには必要であろう。

島崎：社会教育の問題は、自治の問題を考える際非常に重要な問題であると思う。というのは、そこで問われるものは住民の統

治能力の問題であると思うが、その点をここでもつと重視してゆく必要があるだろう。

柿崎：例えは最近のママサンバレーにみられる様に、農村の中に新しいコミュニケーションの場が形成されている様に思われる。

高山：農村自治とか農民自治とかの問題が出てくるひとつの背景には混住社会化というのがあつたと思う。関東、関西をはじめ、通勤兼業が可能な地域では集落の中に兼業農家と非農家が増え、そうした人々の要求と農業者の要求とをいかに調整するか、という問題が、今日農村の大きな課題になつてゐると思われる。

春日：先程の'80年代の農協運道、あるいは「白書」の中で位置づけられている土地の流動化ないし土地提供者としての農民、村と、それに対抗する村内部の力が全体としてはどうなるのか。それが、内発的な力として満たされる条件があるのかどうか。その辺がこれまでの議論では納得的な形では出てきていないが……。

川本：私見では、最もいけないのが地価である。この問題が解決されない限り、村の中の兼業農家と事業農家との対立の解消はない。しかし、現実には両者が血を流しながらもうまく融和しようという基盤はある。その典型は岡山県長船の場合だ。しかし、「地価の高騰は農家の相続を困難にし、集団の分解への大きな圧力となつてゐる」と幸水園の梶川氏も云つてゐる。

春日：そこの問題がひとつあるが、もうひとつ黒崎氏から先程出された村の中の土地の調整機能であるが、特に都市近郊に於いては、土地の利用権や所有権そのものの移動が村の外との間で行なわれる

ようになつてきている。こうなると村が耕地そのものを保全するといふ機能が、どこまで働いてゐるのであろうか。

長谷川：基盤整備をやる際、村と村との間の出作、入作関係を調整・整理して、新しく村の境界を設定しようとしているところが、随分ある。それは、集団転作等への対応にもなるわけである。

宮崎：川本氏の報告の中でいくつか疑問となる点がある。ひとつは、「領土権」の内容についてである。それが山林原理の場合のように入会権の対象になる場合と、普通の農地のように個別の所有権の対象になる場合とは違う。後者の場合は、各人が個々の地片について有している所有権の行使に対する制限をすると云える。

その制限が最もシヤープに働く場合が農地を売る場合である。まず村の中で売買しろ、というように。しかし、こうした規範的なものも、水田の場合はまだしも畠地についてはかなり薄れてきている。村の領域が明確であるということは、村の或る領域に関して領土権があることを示すものであると思われるが、その領土権の内容が大きく変つてしまつてきているのではないか。辛じて共同作業が領土権の最後の形態として残つてゐるのみである。そこで、各人が持つ

所有権に制限を加える領土権が何に由来するのか。一口に云えば、それは慣習ということになるが、その慣習を支えているザ・ハリックヒなもの、イデオロギーのものは何か。社会原からの回答を知りたい。

第2点は、村は一面では家と家とが協力する場である反面、逆に家と家とが激しい競争をする場でもある。今日農政と結びついているのは、(特に土地の流動化に即しては)村のもつ競争場としての面

である。つまり、農政の意図に対しして村の競争としての性格が衝突して、中々土地の流動化が進まない。そこで、その面を避けて、専業、兼業仲良くやろうとする。村ぐりみ組織に於いては、オペレーター、マネージャーが最も損をするという状況が出てきてしまう。その辺のジレンマを突破することはできないものだろうか。

川本：確かにそうだが、流動化について農林省が村を利用していくまくやつてもらおうとせざるを得ない状況に入ってきてていると思うが、かえつてそれをやり出すと、村内部の対立が拡大して、村そのものが潰れてしまうのではないかという危機感を私は持つ。農業をなんとか発展させたい、というのは農民の熾烈な要求であるから。これが伸びるようなお膳立てだけを、国はしてやればよいのであり、基本的には地面を下げるとか、技術・知識の提供などでよいと思う。

柿崎：宮崎氏の第一点と関連するところであるが、川本氏が村と部落を分けて、村の領域について話された際、領域があるということは、隣りに村があつてその境が必要であるから、生じてきたものであり、中世社会に於ける様に開墾の余地が沢山ある場合には、開墾されたところまでが村の領域となり、次いで太閤検地以降、村が貢租の単位とされ、村切りがなされて後の領域と、川本氏のいう部落でない村の領域とかどの様にかかわってくるのか、がよく理解できない。

川本：原理的には二つは違うものである。しかし、現実にそれが一致しているところは沢山ある。例えば、ひとつの村の中にいくつかの封建権力が割り込んで来て、それを切断したようなところで

村切りをやつた枠と、村の農民達が自分で生きてゆく為に必要な枠とは原理が違う。そして、農政の立場からは村切り一行政の枠の方が大切なのではないか。

柿崎：領域というのは、その中に政治的な意図が含まれていて、確かに原理的には自然発生的な共同組織の外縁（延）としてある部分と権力によって確定されていった部分とは違うものと思うが、実体としてはかなり結びついている部分が強いのではないか。

川本：確かに政治権力とは無縁に生きてゆけないのであるから、両者の均衡の中で村の枠は決まってゆく、という意味では、両者の枠は原理的には違つても、現実には一致はするだろう。柳田國男も「時代が農政」の中で云つてゐる様に、初めに枠ができるのは住宅部分で次に耕地が入り、山林が入つて村の枠ができる。だから、旧村は村のそばに山林を持つが、新田村は村からずつと離れた遠くの所にしか山林を有しない場合が多い。又、政治的な枠は、村の生活と矛盾した所でできることは少ないが。

柿崎：近世になつて枝村が自立性をもつてひとつの村を形成したようなことがあるが、その場合の、つまり枝村とか子村といふ時の村の領域と、親村の領域とが明確になり得るのか、という問題はどうか。

黒崎：それはケースによつて随分違うのではないか。私が諫訪の祭りについてみてきたところでは、恐らく中世に於ける親郷の領域はかなり明確になつていたものと思う。ところが、中世の村と中世の村とは違うのであり、その時、境界の再認識を改めて行つたもの

と思う。更に明治の地租改正時には村切りがあらためて行なわれたところもあるし、洪水の常襲地などでは流動的だ。やはり、土地の利用の仕方が変ることによって、境界も変る、と云つた方が正確だろうと思う。

川本：農林省が村を減反の為に再認識するという時、減反に必要な限りの村と農民の生活に必要な村との間のギャップはあるのではなかろうか。

高橋：確かにそれはあると思う。先程、ザッハリッヒなものがあるのかどうか、という発言があつたが、農法の面からみると、近世農法というのは集団農法であり、その時代にできたのが領域として明確なものとなつていて、それが明治農法になると個別化され、個別農法として分日まで来たわけであるが、それが色々な所で矛盾が生じてくるようになり、再度新しい集団農法に切り変わらねばならなくなつてきている。それは単に減反だけではなく、個々の農家が生産を続けてゆく上でも必要になつてきていることから、新たな農法的基盤においても集団化、そしてその単位は土地としての縫りをもつたものであり、それを担うグループが必要となり。そこに村が再認識・再編成されてゆかねばならない。

川本：明治の地租改正で土地は私有権を設定したが、水はそうできなかつたが、その矛盾が現在存在するが、その解決はできないのであろうか。

島崎：その集団農法・個別農法の問題は昨年の大会でも北海道の事例で、地力回復の方法として論点が出されていたが、更に議論を

深めてゆく必要があるだろう。

川本：そうした徵候は資源の循環の問題としても出されている。

宮崎：農用地利用増進事業で利用権設定する場合、法律上の正規のルートに乗らないで、事實上土地の貸借をしていたものが、その場合正規のルートに乗せると、耕地を全部借した兼業農家は農民でなくなつてしまふ。すると、農協の正組合の資格はなくなり、農業委員の選挙権も失う。それに対してかなり抵抗があるようだ。現実には最低10haだけヤミ小作として残しておくこと等の方法がとられているわけだが、こうしたことやつてまで「農民でありたい」という強い希望がある。将来、農法の変化とも関係するが、こういう農民でなくなるという事態は端的に云えれば集落の再編ともいえるような事態だが、これが可能なのだろうか。又、その見通しはどうなのが。

高山：川本氏が出された兼業農家の社会的・経済的役割についてであるが、問題は、日本經濟合体の中で安定した兼業機会が今後創り出されてゆくかどうかにあるのではないか。それから、今宮崎氏が出された問題とも関連してくるのである。實際には、複合經營とかいわれても一方では、農地の流動化が政策によつて推進されているが、これも商品經濟の個別の論理が優越してゆき、結局は場産業とか兼業機会の安定ということも、資本の論理の中で推進されてゆき、全体としては安定する村とそうでない村とが無秩序に生まれてくるのではないかと思う。そうした状況が当分続くのではないか

いか。

宮崎：私の疑問を端的に云えば、村といふものは、もと農家であつた現在の非農家もメンバーに含むものか、そうでないのか、という点につきる。

島崎：これは本日の川本氏が出された問題とも、あるい今後の展望といふ点からも大変重要な問題であると思う。土地の保全といふものか。一体農家だけでできるのか、今日の様に村の中に非農家を沢山抱えている状況でいかに土地を保全するということが勤労者を除いてできるのか、という問題が根本的に出されているのだと思う。農民にとつては生活手段であり、勤労者にとつては生活手段である土地の保全、自主的な管理か、いかに可能なのかという巨大な問題が出されているものと思うか、更に議論を発展させてゆく必要がある、というよう宮崎氏の発言を理解している。

川本：ひとつの数字（農業センサス）を挙げれば、一九七〇年から七五年の間に、非農家が増加した集落が79%、そのうち5割以上非農家が増加した集落が45%ある。増加の理由では、個人的に住宅を求めて入つてきたもの40%，住宅団地として入つてきたもの14%，在存のまま離農して非農家となつたものが32%，分家によつて非農家となつたもの11%となつてゐる。この後二者の計43%は村人そのものが非農家となつてゐるのであり、これらは農家のつながりがある部分であり、村の異分子ではなく、村仕事には出る。又、地所から入り込んだ連の中でも、村人の縁故者として入り込んだ者が多いが、これらは村の統制に服するのであるが、住宅団地として入つて

来た人達が問題である。この辺のバランスが今後どうなつてゆくかが問題ではあるが、村がしつかりしている間は、巧みに乗り切るだけの力はあるものと思う。

高橋：山梨県の甲府の近くの八田村の事例であるが、村の中に住宅を建てて入つて来る際、役場で住民登録の時、村のとりきめを文書で渡すことにしているが、これも新しい智慧であろう。

川本：富山の村では、住宅団地に入つてくる者に30年分の村営費を事前に前取りしている様なところもある。

柿崎：倉敷の例では、市営の住宅団地化が例えし尿処理等で、長年の村の慣行を壊している場合がある。これは行政が村を壊している例だ。

黒崎：私が今住んでいる所では水利費を皆が均等に払つてゐるが、私が驚いたのは村の共同山林には皆が平等に入れることになつてゐることであつた（豊科のあづさ橋）。もうひとつは松本市の金剛村原では、土地借つて家を建てたものは全部山に入れる。ところが、北海道では、そここの住民になつたら誰でも無条件に入ることができる程ルーズである。最近では長野でもその方向になつてきている。柿崎：市町村会議員は、稲田につながつてゐるから、村の機能を大きく壊していくようなことがある。

高山：島崎氏が云われたよな、勤労者を含めての生活基盤としての土地、及び生産手段としての土地を地域としてどう管理してゆくのかは、非常に大きな問題であるが、それだけ機能的に違う土地をどう統一的に管理してゆくかに問題の本質があるのでないか。

春日・生活点と生活点の相違が、新しい村づくりにとって重要な問題点となると思う。

高山・生活基盤としての共同性についての展望はあるのかどうか。例えば、新しい形態としてのママサンバレーなどでは、土地利用における融合ではないが、生活における融合ではあって、それがソフトウェアとしてどう統合されてゆくかが問題としてでてくる。

島崎・長時間に亘って討論があり、各人からそれぞれ重要な問題が提起された。多くが展望に繋がる問題ですぐ結論が出るようなものではないと思うが、農村自治を考える場合の一番のポイントにこのような問題もあつたかと思う。やはり、最終的には私的所有という問題にぶつかってくる問題があつて、それをどこまでネグリジグにできるかという問題が自主的な管理の問題と裏腹になつて存在している。これは農村自治というテーマはそういう問題を考えるのに非常にふさわしい共通課題だと思うが、今後、大会までの残された期間において、更に議論を発展させてゆきたいところである。

## 関西地区研究会

期 日	五月一〇日（土）
会 場	京都府立労働会館
報告者	北原淳、坂本慶一
出席者	古川彰、後藤和夫、藤井勝、星真理子、細辻恵子、 岩崎信彦、古宮憲義、松本通晴、南育広、光吉利之、

## 農村自治－余田、牧野報告をふまえて

北原 淳

### 一、余田、牧野報告とむらの自治

「研究通信」一一七号によると、余田氏は農家＝イエの組織である部落＝ムラが自主的な財源を用いて、自主的な規範のもとに、領土、人間、作物保全のための共同作業を行なうことを村落自治と解しておられる。また牧野氏は、自治組織であるシゲと漁業組合の一体化した状態から、漁民層分解をへて、組合が機能集団化する過程を段階的に考察しながら、自治組織としての村落に注目しておられる。お二人が考察する主局面は、一方が村落の存続、他方が漁民層分解とちがうが、自治らしい自治を村落にもとめておられる点は共通しているようだ。

余田氏は村法や寄合での合意など村落の社会規範を重視される。これに対して「共同体」→「農民層分解」によるその解体→農家の組織的再編＝農村自治と考へられる人たちは、「共同体」＝

中野卓、中田実、大島真理夫、清水由文、竹安栄子、  
谷口浩司、鳥越皓之、山岡栄市、高山隆三（事務局）  
当日の報告要旨は直接報告者によつて御執筆を願い、また討論内容については、会員南育広氏のテープ起こしをもとに、宿題委員によつてまとめました。

「村落」が解体した以上、今さら村落規範を云々しても無意味だと解される。しかし問題は、農家の組織的再編成のためのひとつの組織原理、文化様式として、現在なお「村落自治」が生きている点にある。変化したとはいえムラの上部構造が存続する限り、「村落自治」は一定の条件と様式を備えた形式的原理として、「農村自治」にも生かされるのではないだろうか。

### 二、村落と農村のちがい

「共同体としての村落の研究から自治体としての農村研究の転換」（島崎氏）といわれるよう、村落と農村とは確かにちがう。村落が固有の社会学の対象であるとすれば、農村は少くとも農業など特定の産業基盤をもつ、都市と対比される範域であろう。その農村が解体的危機や急激な変化を経験したとき、村落があらためて注目されたという事実があるようだ。一時期いわれた「むらの解体」というのは、村落一般の消滅ではなく、戦後自作農的村落が解体したという意味だろう。

### 三、農村自治をめぐって

村落自治と農村自治は、前者を「共同体」自治と考えるのではなく文化的様式とみなすなら、決して矛盾するものではない（「共同体」概念は歴史学、経済学の再検討にさらされている）。しかし村落自治は他面で小農經營維持体制と結びついて理解されてきたので、とりあえず、村落自治と農村自治という対比で考える。

村落自治は、村落法規やその扱い手などの点から考へると、国家の政策や全国的階級関係（例えば小作争議）と無関係ではなく、下請的役割を与えられるのであるが、問題はそうした役割にあるのではなく、自主的意志決定と政策遂行ができる体制、形式にある。（村落自治が他面で、小農經營保護の集団的体制としての側面——いわゆる保全の側面をもつてきたことは事実であるが、この村落自治の側面を今後もそのままの形で生かすことはできないだろう。）

農村自治という場合にまず問題とされるべきことは農業の構造的位置付けである。ひとところ生活破壊に関する論議の中で、兼業によつてほどほどの生活をするのは、それもまた生活破壊か？といった論議がなされたが、それは戦後の自作農体制の崩壊に反対すること以上に明確に農業の構造的位置付けがなされていないことの反映であると思われる。一部の企業的農家層の役割、地域農政など農業の構造政策についての評価なしに、生活破壊一般的の議論をする農村と都市との区別がなくなるのではないか。

農村自治の議論で必要なことは「農村自治の有意味的な方向性」（蓮見氏）であろう。自治体独自の農業政策、國家の農政への抵抗、共同消費手段の充実などの方向性である。この点では自治体の規模、農業の産業構造に占める比重、農民の首農意欲など様々な要素に従つて、重点課題を設定する実例の実証調査がきめ細かくなれる必要があるだろう。

（報告では「村落自治」をもっぱら意志決定、經營等にみられる様式としてしまったが、他面で、「村落自治」が小農經營維持のた

めの社会的資源保全を目的としたことも事実である。ただ後者の側面は、今後の「農村自治」にそのままの形では生かせないだろう。資源保全の新らたな合意は様式としての「村落自治」を排除しない、「農村自治」で行なわれるべきだろう。)

### ▲討論▼

(北原報告をうけて、まず、余田会員から三点にわたるコメントがあつた。)

(余田) 一つは、「農村自治」をどう規定するかということである。まず、(一)農村は、生産上・生活上密接な関係を有する農家の集合である、と規定できる。そして、(二)各農家はそのような集合の状態でなければ存続が不可能であるため、そこに規範がつくられ、集合する農家がそれを集団規範とし、行為基準とする社会集団をしている。(三)集団規範を自らつくりそれを維持することによって、集団の諸機能を処理する集団は自治集団である、ということができるのである。そして、以上を概念的に表現すれば、「自然村」ということになる。

そこで、「自然村」の機能を考えてみると、(一)集団としての生産と生活の年々の循環を支障なく行なう、(二)その基礎である生活主体、生活手段、生活基盤を守る、(三)構成員の意思の統一的形成が全員の集まりのなかで行なわれ、その執行が選出された村の代表者に委託される、という点になる。

二つは、農村自治との関連で地方自治はどういうことかを考え

てみる。戦前は、國の基本法によつて自治権を認められていなかつたという意味では、地方自治は存在しなかつたといえる。団体自治としての地方自治は、地方行政上必要な部分だけに局限されてしまつた。ただ、それと似たものとして自然村があるの存在していなかつたし、住民自治としてのそれも自治権がない以上存在していなかつた。ただ、それと似たものとして自然村があるのではないか。村法について神谷力氏が、生活共同体としての村の村法と、行政村としての村における法とは判然と区別されなければならぬ、としているが、そういう意味で、村の自治も、底辺における村落自治と、それにかぶさつてくるものとしての行政的なそれをレベルに分けて考えなくてはならない。底辺としての村落自治にもいくつかのレベルがあると考えられるが、それは歴史的実証のなかでないと明確にならないであろう。

三つは、そういう意味で、歴史の時代区分の上にたつた分析が必要である。まだ、明治20年までしか射程におさめていないが、その区分は地方制度の改革の展開に沿つて行なわれるべきである。まず、第一の時期は、明治五年に始まる大区・小区制の時期であり、そのなかで農村の自治を認めざるをえなくなるのが明治九年である。そして、そういう体制をはつきり確立するのが、いわゆる三新法であり、これが明治二一年まで続くということになる。その間、明治一三年の連合村、一七年に内務省による官選戸長管区制の施行という大きな変化があり、一九年には上からの力が大きくなり従来両面的な性格をもつた懲代が上に掌握されてしまう。ただ、この内務省的な方向がそのまま二一年につながるということではなくて、逆に、

村の自治を認めようという方向も出されてくるのである。明治二一年以降は以降で、林野統一の問題から始まつて氏神様の問題などさまざまなことを考へていかなくてはならない。

(余田会員の以上のコメントに統いて、自由討論に入つた。)

(山岡) 北原報告では、村を変化する部分と変化しない部分とに分けて考察しているが、後者の上部構造的なもの、文化的な部分が村人に對して有形無形に影響し規制を与えていたるかぎり村は存在する、と考えてよいか。

(北原) 村が残つており、それを現在に生かすと考へるばあい、そのように考へてよいと思う。村祭りなどは消滅するにしても、氏神祭は残つていたり、さまざまな慣行、つきあいという文化的な領域には村といふものがいちばん強く残つてることを、調査の経験から感じている。

(山岡) 一一九号の「通信」の討論を読むと頭が痛くなるのだが、大きくいつて、余田会員的な立場と、農村の再編成をどう考へていくかといきわめて現在的立場と二つおりあるよう思えるが、そのあたり、中野会員におたづねしたい。

(中野) 昔のことをやると今のことやるとの二つあるという意味で二つおりある、ということではないと思う。今日の報告に関連していえば、かなのむらから農村へという図式が示されているし、東京でもそのように考へている人の方が多いようであるが、私は、そのようには考へない。江戸時代には、村はむらであつたし、また、端的に、むらといつても漁村、山村などがあるわけだから、

むらを農村と呼ぶことはできないはずである。だからむらから農村へといふ國式そのものがまちがいである、と考えている。

むらを考へるばあい、江戸時代もそうであるが、支配の末端機構として的一面がある。そして、そのばあい、なぜ支配の末端機構を引き受けることがむらの人たちにとつて必要であるかを考えなくてはならない。幕藩体制と無関係に生きていくことのできない時代であるから、幕藩体制わんらかの形で受けとめなければならないわけである。労務、勧業という点とともに税務も大きな意味をもつており、そこには、税務の下請機構という面と、引き受けることによって値切り、ごまかすことができる面がある。これはむらの非常に重要な自治機能であつた、ということができる。庄屋の役割は、このような形の多様の機能を果たすところにあつたわけであるし、江戸時代のむらを考へるばあいにも、行政村という面と、むら人たちのむらという面と二つの側面をみなければならない。このようないうはあいでも、行政村という側面を支配のための手段とみるのは幕藩体制の支配の側がそうみるのであつて、むらの人たちがその支配を貫徹させようと思つてはいるわけではない。それを貫徹させないで自分たちの生活を貫徹するために末端機構を引き受けているのである。

自由民権運動の時代の、東京郊外の府中市のある町村のばあいを例にとつてみても、急進的な方ではないどちらかといえば保守的な民権運動の流れがあつたが、それでさえも、行政村を自治だといわれたものだから、本当にそうしようと思惑しているのである。

また、協同組合をめぐるさまざまの変化があつたが、それもむらの自治があるから変化していく、行政の失敗を認めさせていくのであつて、それなしに国家がなにかをやつしていくはあいこのようやつかいなことをできるわけがないのである。

そして、このようなむら自治を実証していくにはどうしても歴史的にやらなければ説得力がないであろう。

(このあと、町村合併、学区制などの具体例をめぐって若干のやりとりがあつた。)

(中田) 余田会員が、むらと行政村の間にいくつかの重層性がある、と指摘されたが、たんに、上からの支配と下からの自治という形で二分法的に対立させてとらえるのでは不十分である、と私も考えるので同感である。重層性というかたちで両者が相互に浸透し合い対立しあいながら、その全体が発展しているととらえなければ自治といふものをとらえることができないと思う。そのばあい、行政のなかの層に自治がくいこんでくる問題もおきておかねばならない。

そして、全体としての、動態としての自治をとらえるばあい、その基盤というものを考えなければならない。客観的基盤として、資本とか土地所有とかが指摘されてきたが、そのばあい、どちらかといふと支配の問題、生産関係の問題に重点がおかれてきた。しかし、資本や土地所有がそのように存在しうるということは、そこに生産力的な面が基礎にあるからである。この面が切り捨てられると、自治の問題が支配との対抗でのみ語られるということになつてしまふ。

そこでどのようにして生産と生活を進めていくのか、という点をおさえておくことで自治を考える共通の基盤ができると思う。また、このように考へれば、行政まで含んだ自治というものが考えられてくるのではないであろうか。

(余田) 前者の問題については、たしかに、むらと行政村がくいこんでくるということがいえると思う。兵庫県のばあい、ほかと違つて明治六、七年の早い時期に村委会を認めたのであるが、そのときの大きな問題の一つが地方税の割り当ての問題であつた。村委会でそれを議論するのであるが、あとからいろいろ不満が出るので、結局、村総寄合を開いて決めていかねば決まらない。そして、そこで決まつたものが村委会にかけられるということになつていて。

(中野) 村寄合が行政村を支えていたからこそ、村の意見を行政に反映できた、そういう風に考へることができる。

(高山) 議論にかかわつて、関東での川本彰氏の報告の論点を紹介したい。村の領域がいつたいどのように変化しているのか、また、村の領域というものが集落調査などで存在しているけれども、それが現在の農政にとつてどんな意味があるので、という問題である。水稻の生産調整のさいにむらというものが活きてきていると言われるとき、行政がつかんでこようとしているむらがあらためて問題になつていて。

土地、水、生産力を保全していく機能としてのむらを考えるとき、その機能じたいが戦後の土地改良、生産力の展開、また兼業化の進行で大きく変わつてきている現在、今までのむらの觀念、むらの自

治も達った形で考へざるをえないのではないか、それを実証的にもどのようにみていいかが、ということが問題として提起された。

（なお、討論をまとめるにあたって、ほぼ半分に縮減し、言いまわしも若干変更したことをお断りします。岩崎）

## 京都における“ろばた懇談会”活動について

坂 本 麗 一

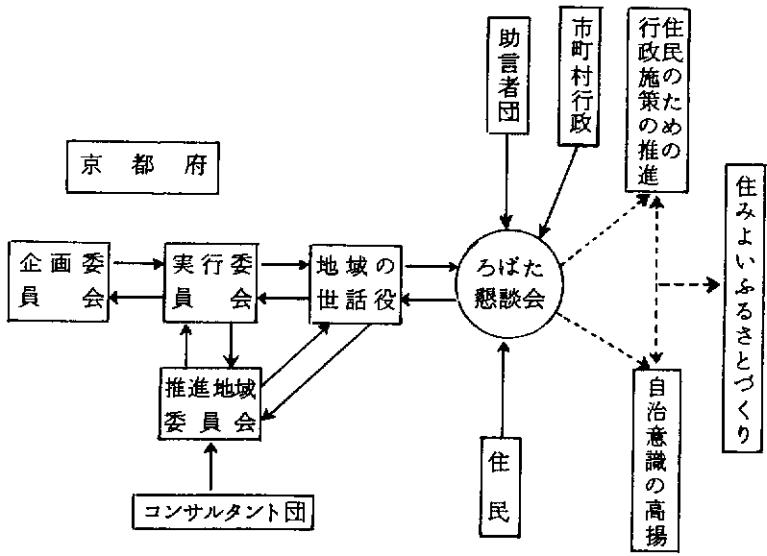
“ろばた懇談会”（以下“ろば懇”と略記）は、一九六七年（昭四二）年度より七八（昭五三）年度までの一二年間にわたって、京都市を除く府下全域、すなわち主として農村地域において実施された社会教育活動である。

以下、まず“ろば懇”的概略を説明し、次にその社会経済的背景を明らかにし、最後に“ろば懇”的意義について考察する。

### 一、“ろば懇”的概略

“ろば懇”は、京都府教育委員会が社会教育指導の重点として掲げた「ふるきとを守る住民活動」を推進するために組織された。その理念は、「人間をたいせつにし、ともにくらしを守り、ふるきとを住みよくする意欲と行動力にみちたひとを育成ししようとするところにある。この理念の実現を目指して、“ろば懇”は次のような組織のもとに推進された（推進図を参照）。

ろばた懇談会推進図



“ろばた”という名称は、ふるさとを表徴するものとして用られたと思われる。それは、フランス語の“oyer”という語が、炉やかまど、あるいはその火を意味するとともに、家庭やふるきとや人びとの団らんの場を意味すると同様の連想をひびき起こす。このようなロマンチックな語が社会教育活動の組織名として用いられたこと自体のうちに、この語にまつわる実態が現に失われつつあるという情況への危機感が込められているように思われる。しかし、この語はその牧歌的響きのゆえに住民に親まれ、定着していった。

「ろばた懇談会」における話題傾向の推移 (%)

分野別 年度	企画管理	総務	民生労働	衛生	土木建築	農林	商工	企業局	教育	その他
昭42		3	7	10	27	22			22	9
43		5	8	18	29	11			17	12
44		7	11	14	25	14			19	10
45	8	10	11	22	21	11			14	3
46	10	5	10	23	21	12	2	1	16	
47	15	3	11	23	20	9	2		17	
48	16	9	7	24	21	6	1		16	
49	21	6	8	16	25	7	2	1	14	1
50	14	6	9.5	15	23	9			23	0.5
51	14	7	6	11	24	9	1		25	3

注) 京都府社会教育課「自治意識を高めるために——昭和51年度ろばた懇談会のまとめ」による。

一、四九三  
地域、実施  
回数は三、  
六七〇回、  
参加者数は  
六五、七四  
八人(うち  
男が六五%、  
女が三五%)  
一回当たり  
平均参加者  
数は一七・  
九人である。  
そこで的话  
題傾向の推  
移は上表の  
とおりであ  
る。各年度  
とも土木建  
築、教育、衛生に関する話題が多く、地域住民が何を地域の生活課  
題としているかが理解される。農林業に関する話題はむしろ減少傾  
向にあるが、もちろん農村的色彩の濃い地域ほど農林業の話題が多  
く実施された地域数は、なくなっている。

なおこの表で「企画管理」は交通・開発・都市計画などの話題を  
含み、「総務」は税金・自治会・過疎対策などを、「民生労働」は  
保育所・子ども遊び場・出稼ぎ・職業安定などを、「企業局」は  
上水道などの話題を含んでいる。この表は「ろばた懇」で出された話  
題に関係の深い京都府知事部局を中心分類したものである。そこ  
で、話題内容に即して再分類すれば、次のような二つの項目に分類  
できるようと思う。

- (1) 生活基盤の強化……農林業その他の地域産業の振興、労働軽減、  
職業安定などによる所得確保、後継者育成、生活改善など。
- (2) 生活環境の整備……保健・衛生・医療施設の充実、河川改修、  
道路整備、交通安全施設の整備、公害・災害防止対策の充実、  
教育・スポーツ・文化施設の拡充または整備など。

(3) 生活文化の向上……子どもの健全育成、青年・婦人・老人各層  
の役割分担と生きがいの充足、家庭の安定と健康、住民の連帯  
と協同の強化、各世代ごとの学習機会の増大、農村の伝統文化  
・文化財の保全、余暇の確保とスポーツ・レクリエーションの  
日常化など。

右のうち、最近では(1)よりも(2)(3)に関する話題が多くなる傾向が  
ある。この点で、農村住民の生活課題と都市住民のそれとが接近し

てきていると言えそうである。

「ろば懇」について住民がどのように考えているかは、一九七一（昭四六）～七七（昭五二）年の各年度になされたアンケート集計によって知ることができる。各項目ごとの各年度を通じての最低・最高の割合は次のとおりである。

「ろば懇を知っていたか」七一・六一八三・五%。「気がるに話しあえたか」五八・四一七一・〇%。「地域の問題が学習できたか」七四・八一七八・〇%。「くらしをよくするのに役立つか」八六・一八八・八%。「この会をきづかけに何かやろうと思うか」四六・八一六三・九%。「自分たちですすめる必要があるか」七八・四一八七・四%。「この回数は何回ぐらいがよいか」「二回」一七・四一二四・一%、「三回」三五・五一四五・二%、「四回以上」一九・四一三三・三%。

右のアンケート集計結果は、社会教育活動としての「ろば懇」の成功を裏付けるものと見てよいのではないか。

## 二、「ろば懇」の社会経済的背景

「ろば懇」が実施された期間は、高度経済成長のさながら減速経済への転換期に当たるが、その発足と展開は、高度経済成長による農村地域における生活システムの崩壊過程と密接に関連する。

戦後間もない頃の農村社会は、明治以来の近代化とともに崩壊の過程をたどっていたとはいえ、なお多かれ少なかれ村落共同体的地域生活システムを温存していた。村落は、その物質的基盤である用水や林野などの共同利用・管理のために種々の規約・組織・制度・

慣行を形成していた。こうした地縁的な生産システムは、イエを中心とする血縁的な生活システムと重なり合いながら、強力な相互扶助組織、あるいは自己規制的、自主管理的な地域生活システムを構築していた。

だが、一九六〇年代からの高度経済成長は、こうした村落共同体的地域生活システムを個別化(individualization)の方向への急激に解体させていった。ここで「個別化」とは、個人主義化、個別經營主義化、単作化、機能主義化、核家族化などを包括する概念である。農村地域における個別化を推進した要因は、とりわけ農業の工業化ならびに農村の都市化である。そのプロセスはほぼ次のとおりである。

(1) 農業の工業化：農業の機械化・化学化・装置化の形で進められた農業の工業化は、労働生産性を飛躍的に向上させた。一九六〇～七五年に、稻作一〇%当たり投下労働時間は一七一・一一七七・一時間と短縮した。節減された労働力は農外へ流出した。これは、一方では地価高騰によつて農地の家産化が進み、經營面積の拡大が阻まれたこと、他方では高度経済成長によつて非農業部門の労働吸引力が増大したことなどによるものである。その結果、同じ期間に専業農家は三四・三一・一二・四%と激減し、兼業、とりわけ第二種兼業農家は三二・一一六二・一%と激増した。こうして農村地域は内部から混住化し、地域社会としての同質性と連帯性を急速に喪失していく。

また、水利施設の近代化は用水をめぐる旧来の共同システムを無用化し、燃料革命の進行や化学肥料、配合飼料への依存強化は、薪

炭材や採草のための共有林野の重要性を著しく低下させた。配合飼料依存による舍飼いの普及、機械化による役畜の排除、畜産の大規模専業化もまた共に有林野の利用価値を低下させた。一九七〇年以降における田植を含む稻作における機械化一貫体系の完成は、農村の古くからの慣行である共同作業の消失に寄与した。それは同時に個別化の進行を意味する。

(2) 農業の都市化……都市化とは、農村地域が市街化するだけでなく、農村地域住民の生産・消費・行動・価値観を含む生活様式の全体が、都市の生活様式を基準に再編され、変質していく過程である。農業の工業化は従来の農家の生活リズムを規則化し、ゆとりあるものにした。農村地域への工場・住宅の進出は農村地域を外部から混住化させた。モータリゼーション、情報網の拡充、観光旅行の日常化は農村住民の行動範囲を拡大させ、彼らの意識を都市住民のそれに接近させた。工業製品の流入は生産・消費の両面で農村地域に自給力を失わせた。一九六〇～七五年に、農家の食料自給率は五七・〇～二六・一%と低下した。プロパンガス、電化製品、石油ストーブ、簡易水道などの普及は、農村の主婦労働を著しく軽減し、彼女らのパート化を促すとともに、伝統的な台所スタイルや食生活の洋風化を推進した。住宅も洋風化、個室化の方向を強め、核家族化の進行は老齢者との間の世代的溝を深めつつ、個別のマイホーム化の意識を強めた。

以上のような農業の工業化、農村の都市化傾向は、京都府の農村地域でも全国的傾向を上回る形で目撃される。それは、農村地域

における共同体的地域生活システムの崩壊と個別化の進行として要約される。こうして、農村地域は、工業化・都市化に伴う生活の利便性の個別的に享受しながら、工業化・都市化に伴う生活環境の悪化に対しては、これを規制する共同の力や自主的解決能力を大きく弱体化させていった。『ろば懇』の課題は、まさにこの点にかかっていたのである。

### 三、『ろば懇』の意義

工業化と都市化を両輪とする高度経済成長は、農村地域をかつてない変動の渦中に巻き込んだ。こうした社会経済的背景のもとに発足する『ろば懇』は、何よりもまず外部からのインパクトに対しても地域社会を自衛する役割を担つて展開した。もちろんその防衛は、単に昔のままの生活システムの維持を目指すものではなかつた。農村地域の特性である連帯と共同、美しい自然環境を保全しながらも、都市住民が享受する生活の豊かさ、便利さ、快適さを、農村住民もまた求めようすることはむしろ当然である。

だが、農村住民がこうした当然の欲求を充足するためには、他方では、農村の共同体的地域生活システムを切断し、地域住民を個別化させている工業化・都市化を受容し、これに適応していくしかなければならない。これは一つのジレンマである。『ろば懇』はこうしたジレンマの中で苦闘を通じて、『ろば懇』が実現しようとしたのは、地域住民の総福祉を自らの手で可能なかぎり向上させようとすることであつた。行政の力に頼らざるをえない面を含むこの努力には限界があつたとはいえるが、ともかく『ろば懇』は生活基盤の強化、生活

環境の整備、生活文化の向上を地域課題として発見し、その解決に向けて実践活動を展開したのであつた。

「ろば懇」が追求した地域住民の総福祉の向上という地域課題は、高度経済成長期の支配的価値観である物量的生産力極大化の方向と明らかに異なる。この点で「ろば懇」は、工業化、都市化への防衛と適応を通じて新しい地域づくりの目標を探し当て、この目標に即して新しい地域生活システムの構築を試みた、と言えるのではない。そもそも「ろば懇」が、工業化・都市化の大波にもまれながら得した「個」の自覚のもとに、かつて伝統的、慣習的に保持してきた共同と連帯の地域生活システムを、自覺的、自主的な共同と連帯の地域生活システムに転換する役割を担つたと言うならば、なお個別化の矛盾の中で突破口を探しあぐねている都市住民に対して、「ろば懇」は逆に一つの新しいモデルを提供していることになろう。「ろば懇」一二年の歩みは、この点に一つの歴史的意義を見出しうるのでなかろうか。

### ▲ 討論 ▼

(北原) 地域複合についてふれられたが、これは農業の地域複合のことか。また、ろば懇議会では自主的にこの問題に取り組む姿勢はなくて、自治体サイドで問題が提起されているのが現状だということか。

(坂本) 私は、農業經營様式としての地域複合も含めて、別の意味で使っている。私が地域複合というのは、一種のエコノミック

アンド ソーシャル コンプレックスという意味合いを含んでいる。つまり、地域内でのアクティビティを高めていくための複合体である。従来、農村社会学では、農村社会の近代化とともに、伝統的集団が分化するとされている。しかし、機能集団と機能集団の関係、伝統的集団と伝統的集団との関係、さらに、伝統的集団と機能集団との関係ないし複合については、あまり問題にされていないのではないか。例えば、奈良県の月ヶ瀬村では、製茶を中心にして非常に活潑な活動をしている。その秘密は何か。ここでは、伝統的なムラの代表者と行政村としての村役場とが一つの共同の組織をもつていて、そこで話し合いの結論は、問題の性質に応じて、それぞれ村役場かムラへもつていくことになっている。つまり、行政村とムラ組織がうまく吻合している。また、製茶を中心に一種の機能集団が作られているが、その中での人と人との交わりは、むしろ伝統的集団の性格を強くもついている。共同出資者達の相互扶助には伝統的人間関係をうかがうことができる。伝統的集団と機能的集団が互にコンブレックスをなしており、そのことが新しい活力を生み出しているように感じられる。同じことは天理市の岩室でも感じたし、広島県の芸北町でも、地域の振興のためには旧来のムラ組織が核にならなければ実効が上がらないという指摘をうけた。私は地域複合をソーシャルなコンブレックスという意味で。グループとグループが溶け合いながら、そこから何かのものが生まれていくものと考えている。

(余田) 今の事例で、リーダーはどのような性格の人か。

(坂本) 農業集団の中から自然に出てくるリーダーと各部落まで持ちのリーダーがいる。

(余田) 行政側からの働きかけは。

(坂本) ない。ムラと行政側とで合同の組織をつくる。

(中野) ムラが存在しているかぎり、どの時代でも今いわれたような在り方をしてきたのではないか。ムラが有効であるのは、それがそれぞれの時代に適合しているからであつて、たとえば、資本主義社会におけるムラは、その体制に適合しながら生き続けてきたと考えるべきだろう。したがつて、エコノミック アンド ソーシャル コンブレックスの形をつねにとつていたからムラは現代でも存続しえたともいえるのではないか。

(中田) ろばた懇談会の活動について、最近、地域で解決できる問題が次第に減じているという発言があつた。それは、ろばた懇の運営あるいはリーダーに問題があつたからか。もつと別の要因が考えられるのか。

(坂本) リーダーは優秀であつても、地域内で解決できる問題には限界がある。たとえば、道路や橋の問題は村レベルを超えた問題になる。

(中田) ろばた懇で取り上げられて解決した具体的な事例を教えてほしい。

(坂本) 問題を解決した事例と解決はしなかつたが突き上げをした事例とがある。前者は、ムラ祭りの復活とか清掃除など日常的な事例で、これは数限りなくある。後者では、火力発電所やダム建

設への反対運動などがあり、住民運動的なものに発展した事例もある。

(中野) 自主ろばた懇ができたというのは非常に意義が大きい。成立の条件として、工業化、都市化などが考えられるのか。

(坂本) 同じ工業化のインパクトでも、農村地域の条件によつて、その強弱は異なる。解決できる問題（たとえば、老人や子どもの地域福祉など）がある場合には自主ろばた懇は形成されやすいが、解決の困難な問題をかかえる場合には成り立ちにくい。

(山岡) 現在、各地で「ふる里運動」が展開されているが、その中から坂本先生がいわれるような地域主義が成長する可能性はあるか。また可能にしうる条件は何か。

(坂本) 地域主義はシャルル・ブリュンのいうようにイズムではなく方法だと理解している。つまり固定化された定義を下すのではなく、条件の変化に応じて変化する戦略方法を意味するものと思う。しかし、明治以来のセントラリズムに対するデセントラリズムという理念は変わらない。そこに問題が生ずる。例えば、二つの県を結ぶ道路を建設する場合、一方の県にとつてのメリットは考えるが、他方の県との関係までは考慮しないということが起りうる。つまり、二つの県の共存のシステムを考えなければならぬ。自分の属する県のことのみを考えるのは、むしろ郷土主義といつてよい。一種の地域的共存システムから考えていくのが地域主義の理念ではないか。

(高山) 先生のお話の背後には、バラダイムの転換というお考えがあるようと思われる。そこで、つぎのような問題が浮び上がる。

る。つまり、伝統的な共同体システムを活用する、とはどのような意味をもつてゐるのか。個別化が進行するということは解体を意味している。解体されたからこそ新しい活用ということがいえる。そうすると古いものは否定されて、新しい基盤で新しい関係をつくつていこうとするのか。あるいは、伝統的さものを受け継ぐ形で新しい展望を考えるのか。さらには、マルクスのザスーシッチへの手紙にみられるように、共同体の再生という形で新しい社会を展望するのか。この問題についてどう考えるかということが、農村自治についての考察の一つのポイントになるよう思われる。この問題も含めた今後の討議が必要だと思う。（討論をまとめるにあたつて、個々の発言の論旨をかなり圧縮することをお断りします。光吉）

### 〔会員動向〕

〔住所不明〕 左記の方の住所をお知りの方は事務局まで御連絡下さい。

佐藤 常雄	筑波大学
熊川 富男	東京学芸大学
丹野 朝栄	東洋大学社会学部

#### 〔新入会員〕

細辻 恵子 京都大学大学院

607 京都市山科区音羽前田町二二二一一  
(電) 五九一ー一六六七

関するこれまでの研究会および大会報告の論点を整理する。

報告者は在京の宿題委員があたることとする。

一、編集委員会報告 蓮見委員より年報一六集の原稿の到着状況について報告された。予定原稿一編がなお未着であるが、到着している原稿総枚数が既に予定分量を超えているとみられるので、未着分は打ち切つて刊行の準備にかゝることにした。

### 運営・編集合同委員会報告

一、五月一七日（土曜）午後五時

一、中央大学会館

一、出席委員 柿崎京一、島崎稔、高橋明善、中田実、長谷川明

彦、蓮見音彦、安原茂、高山隆三

一、議題 八〇年度大会について

- ① 大会準備のため大会参加の有無および報告希望について往復葉書で連絡する。
- ② 返書の〆切を六月十日とする。

- ③ 第三回研究会を七月十九日を開く。共通課題「農村自治」に

〔住所・所属変更〕

青井 和夫

津田塾大学国際関係学科

（所属変更）

坂本 喜久雄 818-101 福岡県筑紫郡太宰府町大字太宰府三六六

四一一〇六

出井 善次

浅野高校

241 横浜市旭区若葉台一-六-六〇一  
（電）〇四五-一九二-一-一三三四

地域社会計画センター

100 千代田区大手町一丁目八-一三 農協ビル四階

（電）二七〇-一三四二三

古宮 洋  
千葉県農業大学校

米沢 和彦  
283 東金市家の子一〇五九  
862 熊本市長嶺町二二五五一三八一  
（電）〇九六三-八二-七九二二

舛田 忠雄  
田中 幹夫  
981-31 泉市南光台東二丁目一九-一一  
（旧姓鹿子木）

502 岐阜市福光東三-一〇-一五コ-ボこやなぎ 505  
（電）〇五六二-一九四-一九二二

神谷 一夫  
農業総合研究所積雪地方支所

174 870-11 大分市旦ノ原九一  
996 山岸 治男  
新庄市沼田町二-三〇  
民秋 言  
174 板橋区中台三-二七-一四〇九  
（電）九三六-一五三七九